

さいたま市放課後子ども居場所事業 Q&A

I 利用に関すること

問1 定員はありますか？

答1 定員はありません。午後5時までは利用申込をすれば、どなたでも利用できます。午後7時までは、就労等の要件を満たしていれば利用することができます。

問2 「区分2」（午後7時まで利用する場合）の利用要件は何ですか？

答2 就労、求職活動、就学、出産、病気、障害、看護、介護、災害により午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合には、午後7時まで利用することができます。なお、申込時に上記の事由を確認する書類を提出していただきます。

問3 仕事は午後4時30分までですが、お迎えは午後5時を過ぎてしまいます。「区分2」に申し込みをして午後7時まで預かってもらうことはできますか？

答3 通勤時間も含めて午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合は、「区分2」を利用することができます。

問4 夏休みだけの利用はできますか？

答4 夏休み前に利用申込をすることで利用することができます。

問5 お迎えは必要ですか？

答5 「区分1」を利用する方は、帰宅時の安全面を考慮し、原則として保護者等のお迎えをお願いします。「区分2」を利用する方は、必ず保護者等のお迎えをお願いします。

問6 曜日によって利用しない日や早く帰る日があっても利用できますか。

答6 利用できます。

II 利用料金に関すること

問7 利用料金の中に保険料は含まれていますか？

答7 含まれています。

問8 月に一度も利用しなかったり、1～2回程度の利用であっても、月額料金を支払うのですか？

答8 恐れ入りますが、利用頻度に関わらず、利用登録中は月額料金をお支払いいただきます。

Ⅲ 申込みに関すること

問9 申込時期はいつですか？

答9 令和6年2月頃を予定しています。詳細は決まり次第お知らせします。

問10 年度途中からの利用や途中退所はできますか。

答10 年度の途中からの利用や途中退所もできます。詳しいお手続きにつきましては、詳細が決まり次第お知らせします。

Ⅳ その他

問11 公設放課後児童クラブに申し込みすることはできますか？

答11 モデル事業実施校の公設放課後児童クラブは廃止となりますが、隣接する学区の公設放課後児童クラブに申し込みいただくことは可能です。ただし、さいたま市放課後子ども居場所事業と公設放課後児童クラブの利用を併用することはできません。公設放課後児童クラブの申し込みをしたあとに、さいたま市放課後子ども居場所事業を利用することが決定した場合は、公設放課後児童クラブの申し込みの取り下げを区役所支援課に連絡してください。

問12 さいたま市放課後子ども居場所事業を利用したいと考えていますが、まだ決めかねています。民設放課後児童クラブに申し込みをしても大丈夫ですか。

答12 さいたま市放課後子ども居場所事業は、定員を設けないことから、申込みいただいた方は利用することができます。

民設放課後児童クラブに申込みいただくことは可能ですが、さいたま市放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両方を利用することはできませんので、さいたま市放課後子ども居場所事業を利用する場合は、民設放課後児童クラブに申し込みの取り下げの連絡をしてください。

問13 さいたま市放課後子ども居場所事業の実施校に通う予定ですが、他校の公設放課後児童クラブに入室することが決まったので、指定校を変更することはできますか？

答13 指定校の変更をすることはできません。詳しくは教育委員会学事課（048-829-1648）へお問い合わせください。

問14 今まで市が委託する民設放課後児童クラブを利用していました。4月からさいたま市放課後子ども居場所事業を利用することはできますか？

答14 利用できます。ただし、さいたま市放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの併用はできません。

問15 放課後チャレンジスクール事業を利用することはできますか？

答15 放課後チャレンジスクール事業は、これまでどおり実施いたします。さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後チャレンジスクールは併用が可能です。

放課後チャレンジスクールのご利用については、教育委員会生涯学習振興課(048-829-1703)へお問い合わせください。

<参考>

<https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008423.html>

問16 放課後児童クラブを利用する場合には、施設を週3日以上利用する必要があることが要件となっていますが、さいたま市放課後子ども居場所事業でも同じですか？

答16 「区分1」を利用する場合は、保護者の就労等の要件や利用頻度に関わらず、利用する全ての児童が利用することができます。「区分2」を利用する場合は、保護者が就労等の理由により午後5時以降に児童の面倒をみることができない日が1日以上ある場合に利用することができます。